

# シルバー派遣を利用される皆様へ



## 同一労働同一賃金ルールが始まります

政府が進める働き方改革の一環として、2020年4月1日から、正規労働者と非正規労働者間の不合理な待遇差の改善（同一労働同一賃金）が施行されます。

派遣労働者も非正規労働者であり、労働者派遣法の改正により、同一労働同一賃金のルールが適用されることとなります。



## シルバー派遣では

派遣先で派遣労働者と同種の業務に従事している人（仕事内容、責任の程度、転勤や昇進の範囲が同じような者＝比較対象労働者）と「均衡」を図り、派遣労働者の待遇を決めていく

「派遣先均等・均衡方式」を採用しています。



## 待遇情報の提供をお願いします

派遣労働者の待遇を決めるために、皆様から待遇に係る情報を提供をしていただくこととなります。

※派遣先から情報提供が無い場合、労働者派遣契約を結べません。

【法第26条第7項】

※提供された情報は守秘義務の対象になっています。

【法第24条の4】

## 労働者派遣契約を結ぶまでの流れ



1. 派遣先から「比較対象労働者」の待遇情報を提供していただきます。【法第26条第7項・第10項】
2. 派遣元は提供された情報に基づき、派遣する労働者の待遇を検討・決定します。【法第31条の3】
3. 2で決定した待遇内容を踏まえて、派遣元と派遣先で料金等について交渉します。【法第26条】
4. 交渉が成立すれば、派遣先、派遣元との間で労働者派遣契約を締結します。【法第26条第1項】

※情報提供の様式や、ご不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。

公益社団法人名取市シルバー人材センター